

我孫子市長賞等の交付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市長賞及び市長杯（以下「市長賞等」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 対象行事は、次の各号のいずれかに該当する行事とする。

- (1) 市及び市教育委員会が主催、共催又は後援するもの
- (2) 国、県、公益団体等が後援し、市の施策推進上有益と認められるもの
- (3) 教育、文化の振興に大きく寄与すると認められるもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、市長賞は交付しないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、又は支持するもの
- (2) 特定事業者の営利又は商業宣伝を目的としたものであると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 暴力団と関係のあるもの
- (5) その他交付することが不相当と認められるもの

(交付対象者)

第3条 前条第1項に該当する行事で優秀な成績を収めた個人又は団体に対し交付する。

(市長賞等の交付申請)

第4条 市長賞等の交付を受けようとするものは、市長賞等交付申請書（様式第1号）を行事開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(市長賞等の承認)

第5条 市は、前条の申請書を受理したときは、当該事業に係る市長賞等の交付の可否について審査し、その結果を申請者に回答するものとする。

(市長賞等の交付)

第6条 市長賞等の承認を受けた団体等に対し、次の各号の内容で交付を行う。

- (1) 市長賞等の交付は原則として1行事につき1表彰とする。
- (2) 市長賞等は賞状またはトロフィー等を授与して行うものとする。

(3) 賞状及びトロフィー等は原則として行事を主催するものが作成するものとする。

(交付の取り消し)

第7条 市長は、交付承認後であっても、当該行事が第2条第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合は、その承認を取り消すものとする。

(事務処理)

第8条 市長賞等の承認及び交付等の事務は、秘書広報課で行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか市長賞等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成12年4月1日施行

平成21年4月1日改正

令和3年3月2日改正

令和3年4月1日改正